

令和4年10月21日

各部長、参事及び各課（局・館）長・主幹 宛

瑞穂町長 杉浦裕之
（公印省略）

令和5年度予算編成方針について

1 はじめに

令和2年から続く新型コロナウイルス感染症は、3か年にわたり、経済活動に大きな影響を及ぼしていますが、今私たちが直面している課題を整理すると、①超少子高齢社会の進展に伴う生産性の低下、②同時に進行する社会保障システムの負荷増大、③新たなウイルスの出現を含む危機管理体制強化、④ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー不足問題及び世界的な金融引き締めに伴う急激な円安による物価高騰、⑤地球温暖化を抑制するためのゼロエミッションの取り組みの必要性が際立っています。

瑞穂町においても、町民の家計や、中小企業を中心とした町内企業の経営に深刻な影響を与えています。

どの課題に対しても町民に最も身近な自治体として、克服し、将来に対する具体的な展望を示すことが重要となります。東京都知事は来年度施政方針の中で、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面への延伸について、都市計画等の手続きに入ることを発表し、関係自治体で説明会が開催されています。今後、環境影響評価の後、都市計画決定を経て、工事着工となります。町民の皆さまとともに、長年にわたり延伸要望活動を続けた成果であり、大きな進展を見せています。公共交通としての多摩都市モノレール延伸にあわせ、瑞穂町の明確な将来設計を示す必要があります。瑞穂町の持つ魅力の発信とともに、農業、工業をはじめ各種産業の未来を支える新たなまちづくり施策を着実に推進します。

超少子高齢社会の進展は、社会保障に関する必要経費を増大させますが、限られた税収の中で、施策の工夫と的確な財源配分を図らねばなりません。

また、町民の命と財産を守ることを第一義として、激甚化が進む自然災害にも備えを十分に図ることが欠かせません。

必要な多くの施策を推進するためには、これまでの行政手法では、実現が困難であり、行政デジタルトランスフォーメーションを含めた省力化と、町民や新たな担い手との協働・連携により、財源の確保、多様な主体を巻き込んだ事業展開などを進めていく必要があります。

以上のことを踏まえ、令和3年度からスタートした第5次長期総合計画に示した各施策の推進に向け、これからのまちづくりを念頭におきながら、事業展開を図る戦略的な予算編成を指示します。

2 国の経済の動き

内閣府の月例経済報告（令和4年9月）では、日本の景気は「緩やかに持ち直している」としてはいますが、世界的にインフレ対策が続く中、今後海外景気の下振れが懸念され、世界的な景気を下押しするリスクとなるのではないかとの不安が存在します。今後、物価上昇、資源材料等の供給状況、金融資本市場の変動等の影響に十分に注意する必要があります。

3 国・東京都の予算編成の動き

国は、令和5年度の概算要求に当たっての基本的な方針として「経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としています。

また、東京都予算は、「明るい『未来の東京』の実現に向け、将来にわたって『成長』と『成熟』が両立した光り輝く都市へと確実に進化し続ける予算」と位置づけ、「持続可能な未来へと歩み進めるため、都政の諸課題の解決に取り組むとともに、長期的な視点に立ち、従来 of 発想を打ち破る大胆な施策を積極的に展開すること」、「都政の構造改革を爆速で進めることにより、一層活発で機動的な組織へと進化するとともに、無駄を無くす取組を徹底し、活力ある都政を可能とする強靱な財政基盤を堅持すること」を2つの基本方針として定めています。

4 令和5年度瑞穂町予算に反映させるべき重点事項

- ① 多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸を契機とし、農業及び各種産業の振興を図る新たなまちづくりの方向性を示すとともに、早期事業化に向け東京

都及び沿線自治体との連携を深め、スピード感をもって着実な前進を図ること。

- ② 住民や様々な団体との新たな協働による事業展開を具体化し、PFI・PPPを含めた民間活力のさらなる活用を図ること。また、地域の活性化につながる取り組みの支援と効果検証に基づく補助金の適正化を同時に行い、効果的な事業展開を図ること。
- ③ 町の魅力を効果的に発信し、多くの人を呼び込むシティプロモーション戦略を示すこと。
- ④ ウィズコロナ・アフターコロナ下における財政需要の見通しと、財源確保を徹底し、町民の生活を下支えする事業を構築し実施すること。
- ⑤ 災害に強いまちづくりに向け、雨水幹線の整備を着実に進め、減災に取り組むこと。
- ⑥ 多摩都市モノレール延伸事業に伴い町の公共交通の将来ネットワークの構築に係る計画並びに沿線まちづくりの具体案の策定に入ること。また、新青梅街道拡幅に伴う汚水・雨水排水計画の準備に入るとともに、必要な都市計画道路の整備を進めること。
- ⑦ チャレンジ可能なまちづくり、持続可能なまちづくりを進めるため、産業のデジタル化、行政のデジタル化をさらに推進するとともに、新たなまちづくりに併せたDX推進拠点整備に向けた検討を進めること。
- ⑧ 令和3年10月に運行を開始したコミュニティバスについて、2年間の実証実験の結果を検証し、将来の町の地域公共交通の在り方を視野に入れ、引き続き検討すること。
- ⑨ 脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化を抑制するためのゼロエミッションへの取り組みを進めること。
- ⑩ 切れ目のない子育て支援を進めるとともに、超少子高齢対策については、町の独自性を踏まえた制度・事業等を構築すること。
- ⑪ 障がい児等、支援が必要な子供たちのために施策の拡充を検討すること。
- ⑫ 新たなまちづくりに向け、未来の瑞穂町を担う人材を輩出するため、児童・生徒の郷土愛を醸成するとともに、基礎学力の向上を図ること。

5 令和5年度予算編成に向けた基本的視点

第5次瑞穂町長期総合計画に掲げる各種施策、及び第6次行政改革大綱実施細目に基づき、各部、課（局・館）においては、次の点に留意して予算編成に

取り組むよう指示します。

(1) 歳入について

- ① 町税の公平性を担保するため、課税客体を的確に捕捉し、徴収率水準を上げるよう努めること。
- ② 国及び都支出金について、国や東京都が進める重点施策等を的確に捉え、制度の統合・廃止等動向を踏まえ、補助金等の獲得に努めること。さらには、他市町村との連携を図り、関係機関に対し、要望活動を実施すること。また、国・東京都の補助金等以外にも、各種団体の補助金・助成金等の活用を模索し、財源確保に向けた努力を最大限行うこと。
- ③ ふるさと納税やクラウドファンディングなど新たな財源確保に向けた検討を進めること。なお、ふるさと納税については、魅力ある返礼品の提供により、瑞穂町をさらに広くPRしていく手法として活用し、地場産業の活性化に繋がる取り組みとすること。
- ④ 公共施設の新設、更新については、以下の項目について取り組みを進め、財源の確保、事業費の抑制に努めること。

ア 民間活力の活用

PPP/PFIの様々な手法を検証し、各公共施設の特性に適した民間活力の活用を検討し、事業費の抑制に努めること。

イ 地方債の活用

後年度世代の受益者負担を考慮し、地方債の活用を検討すること。地方債を活用する場合にあっては、交付税措置等、国の財政支援も考慮すること。

ウ 使用料等の適正化

公共施設使用料等、受益者負担の今後の在り方について、スケジュール及び検討した内容を示し、適正化を図ること。

- ⑤ 積極的な財源の投入により、集中的・重点的に施策が展開できる取組については、充当可能な基金を活用すること。なお、基金については、今後のまちづくりを念頭に、長期的な視点に立ち基金残高の確保にも努めること。

(2) 歳出について

- ① 瑞穂町をはじめ、東京都及び国が示すデジタルトランスフォーメーショ

ンを推進すること。その前段階においてデジタルシフトを現在実施している各種事業で検証を行う際、各種経費の削減が目標に盛り込まれていない施策については、認めない。ただし、人間でしか対応できない施策については、その根拠を示すこと。

- ② 新規事業及びレベルアップ事業は、類似事業の廃止及び再構築を検証するとともに、十分な効果予測を立て、国、東京都及び各種団体等からの補助金・助成金の確保に努めること。
- ③ 限られた財源を適切かつ有効に活用するという観点から、令和3年度の決算状況や令和4年度の執行状況等、不用額の発生要因を分析し、その縮減に努めること。特に、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、中止及び延期や縮小となった事業等については、当該事業の必要性や実施内容を改めて分析するとともに、ウィズコロナにおける事業の在り方を検討し、事業を抜本的に精査した上で予算計上すること。
- ④ 各種工事、委託、物品購入等について、必要量等、厳格に積算すること。
- ⑤ 行政評価及び行政改革の視点から、事業の見直し、廃止及び縮小に取り組むこと。
- ⑥ 各種経費については、ゼロシーリングを基本とし、一部経常経費については、令和3年度決算額又は令和4年度当初予算額に基づく金額を枠として示すが、極力削減に努めること。ただし、物価高騰分については適切に所要額を見積もること。

また、次に記載の事項は、予算見積り、特定財源の確保等に留意することを前提に、所要額を見積もること。

ア 義務的経費（人件費、公債費、扶助費）

過去の決算額及び現状の分析・検証を厳格に踏まえた上で、必要な所要額を算出すること。また、会計年度任用職員の配置及び任用期間については、その必要性を再度検証すること。

イ 法令運用経費等

国及び東京都の制度等により、政策的判断の余地が少ない事業は、その根拠、対象者数、事業規模等を適切に把握した上で見積もるとともに、経常・定例的事務のより効率化を図りながら、一般財源所要額を算出すること。

ウ 政策的経費

町独自で判断が可能な事業については、事業の必要性や優先度、内

容及び効果に加え、現状、他課（局・館）の所管事業との重複、選択の視点等あらゆる角度から徹底して検証するとともに、併せて充當可能な特定財源も調査し、一般財源所要額を算出すること。

- ⑦ 各種委託料及び土地賃借料は、見直し等により、再度抑制に取り組むこと。
- ⑧ 各種補助金は、補助対象団体の決算状況を踏まえた上で、執行率や事業内容を精査し、補助金の適正化を進めること。特に、一般財源を投入するものについては、補助の必要性を見極めるとともに、効果検証を徹底すること。
- ⑨ 施設の維持・更新に係る修繕料等については、単年度の必要修繕所要額を要求するのみではなく、後年度に必要となる更新事項を精査し、コスト等の年次計画を示すとともに、長期的な視点で最適に配置するため、公共施設等総合管理計画に基づく施設の統廃合等、今後を見据え予算計上すること。

(3) 地域経済の活性化及び町民が安心して生活できるまちづくりを推進するためには、施策の安定性が基本であるが、社会経済の流れを予測し、より質の高い行政サービスの構築に必要な新たな視点を忘れてはならない。誰一人取り残さない社会の実現と瑞穂町の持続的な発展を維持するため、SDGsの視点をもって各種施策の効果予測を立て、予算編成に取り組むこと。

(4) 第5次長期総合計画の基本計画で示す具体的な施策に基づく予算を計上し、将来都市像である「すみたいまち つながるまち あたらしいまち」に向けて職員が一丸となって邁進すること。

以上が予算編成に向けた基本的視点ですが、その他詳細については企画部長通知により知らせます。